

2025年5月15日

各 位

会 社 名 フクダ電子株式会社
代表者名 代表取締役社長 白井 大治郎
(コード：6960、東証スタンダード市場)
問合せ先 社長室 経営企画部
(TEL. 03-5684-1558)

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、昨年に引き続き、当社株主であるJapan Absolute Value Fund L.P.（以下「提案株主」といいます。）より、2025年6月27日開催予定の当社第78回定時株主総会における議案について株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面を2025年4月24日に受領しておりましたが、本日開催の当社取締役会において、本株主提案について反対することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 提案株主及び提案内容

1. 提案株主

Japan Absolute Value Fund L.P.

2. 本株主提案の内容

(1) 議題

- ① 定款一部変更の件（指名・報酬諮問委員会の設置）
- ② 定款一部変更の件（指名・報酬諮問委員会の構成）
- ③ 定款一部変更の件（指名・報酬諮問委員会への従業員報酬に関する諮問）
- ④ 定款一部変更の件（指名・報酬諮問委員会への後継者計画に関する諮問）

(2) 議案の要領及び提案の理由

議案の要領及び提案の理由は、別紙「株主提案書」記載のとおりです。なお、提案株主から提出された本株主提案の該当記載を原文のまま掲載しております（但し、書面に記載されていた写真については省略しております）。

II. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

1. 定款一部変更の件（指名・報酬諮問委員会の設置）

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社は、2022年10月31日、取締役の指名、報酬等に係る手続きの公正性、客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。同委員会は、指名・報酬諮問委員会規程に沿って必要に応じて開催しており、取締役会からの諮問事項について審議しております。現在の構成員は、社外取締役全員と代表取締役社長であり、その委員長には社外取締役が就任しています。このように、当社ではすでに取締役の指名や報酬の決定の重要性を踏まえて、任意の機関として指名・報酬諮問委員会を設置し、適切に運用しております。

他方、本議案は、指名・報酬諮問委員会を定款に規定することにより、定款に基づく正式な機関として位置づけることなどを目的とするものですが、上記のとおり、当社ではすでに取締役会決議に基づく当社の正式な機関として指名・報酬諮問委員会を設置しており、指名・報酬諮問委員会規程に沿って適切に運用されています。加えて、会社法上の機関ではなく当社における任意の機関の一つである指名・報酬諮問委員会のみを殊更会社の根本規範である定款に定めることはおよそ一般的な定款の条文の内容とは言い難く、実際、このような定款規定は一般化されておらず、適切ではないと考えます。

以上の理由により、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

2. 定款一部変更の件（指名・報酬諮問委員会の構成）

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(2) 反対の理由

上記1(2)のとおり、当社は、2022年10月31日、取締役の指名、報酬等に係る手続きの公正性、客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、取締役会の決議に基づき、取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置し、社外取締役を委員長として、指名・報酬諮問委員会規程に沿って適切に運営しております。

他方、本議案は、指名・報酬諮問委員会の委員を社外取締役に限定するなどその構成を定款に規定するというものですが、すでに適切に運用されている以上、本議案のような定款を新たに設ける必要はありません。むしろ、委員会の議論のベースとなるのは、審議対象となる各取締役や取締役候補者の実際の評価や、当社の経営戦略等の方向性であり、これらを社外取締役のみで十

分に議論することは極めて困難です。また、委員全員を社外取締役としている企業は現時点で極めて少数であり、実務的にも社外取締役のみによる運営が浸透していないことを踏まえると、本議案のように指名・報酬諮問委員会の委員を社外取締役に限定することにより、むしろ指名・報酬諮問委員会の実効性が損なわれる可能性が高いと考えます。

さらに、会社法上の機関ではなく当社における任意の機関の一つである指名・報酬諮問委員会のみを殊更会社の根本規範である定款に定めることはおよそ一般的な条文の内容とは言い難く、実際、このような定款規定は一般化されておらず、適切ではないと考えます。

以上の理由により、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

3. 定款一部変更の件（指名・報酬諮問委員会への従業員報酬に関する諮問）

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(2) 反対の理由

本議案は、従業員の給与の引き上げというまさに業務執行に関する事項を指名・報酬諮問委員会において審議し、公表することを定款に定めるというものです。しかし、従業員の給与は、当社における給与体系を前提として、当社の業績、他社の給与水準との比較、従業員に対するインセンティブ付け、各従業員の評価等様々な事項を総合的に考慮した上で、経営陣が自らの責任において判断すべき問題です。

これに対し、指名・報酬諮問委員会は、取締役の人事と報酬という取締役自身が関係する事項について、取締役会の監督機能を強化することを主たる目的として設置されたものであり、一般の従業員の給与体系について審議することが想定されている機関ではなく、かつ、上記のとおりまさに業務執行に関連するものである以上、社外取締役が中心となって検討する事項として適切であるともいえません。

なお、当社は、「社員の自己啓発と人格形成に資し、豊かな生活を建設する」との経営理念の下、従業員の給与水準の引き上げを含め、その待遇のさらなる向上に取り組んでおります。実際、当社の2023年度及び2024年度において、ベースアップを含み、それぞれ約5～6%の賃上げを行っており、「ほぼ横ばい」との批判は全く当たらず、また、給与水準も同業他社と比較して遜色はありません。

以上の理由により、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

4. 定款一部変更の件（指名・報酬諮問委員会への後継者計画に関する諮問）

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社は、企業が将来に亘って継続的に成長していくためには、経営を司る後継者の育成が重要な要素であると考えております。そのため、当社では、経営幹部候補を育成する「幹部育成塾」を社内研修として開催しているほか、執行役員制度を導入し、将来の役員候補を育成しております。

また、後継者に関しては、候補者の育成とともに、多くの候補者の中から、後継者として最もふさわしい人材を見極め、選定するというプロセスも重要となります。当社では、「社会的使命に徹し、ME機器の開発を通じて、医学の進歩に寄与する」とともに、「世界のトップ心電計メーカーを目指す」との経営理念の実現に貢献することのできる知見、経験、及び資質を有するか否かといった観点から取締役の候補者を選定し、指名・報酬諮問委員会において、各候補者の知見、経験及び資質を確認するプロセスを設けることにより、最適な後継者の見極めを行っております。また、このような取り組みは、相応の時間を要するものであり、かつ、状況に応じて適時適切に見直されるべきものです。加えて、後継者計画は、一つの文書でのみ構成されるものではなく、かつ、機密性の高い情報を含むことから、必ずしも開示に適しているわけではありません。

これに対し、本議案は、指名・報酬諮問委員会に対して、単に「会長及び社長の後継者計画」という抽象的な表現で、その計画の策定を2026年5月末日という限られた期間で求めるとともに、あたかも現経営陣が当社の経営に対する関心を失っているかのような誤った思い込みによって提案されたものであり、およそ後継者の育成及び選定のプロセスのあり方や、その重要性を理解しているとは思われません。

また、本議案が、策定された「会長及び社長の後継者計画」の公表を義務付けている点についても、実際に公表した場合に生じる、後継者候補に選ばれなかった役職員や、最終的に後継者として選ばれなかった候補者のモチベーション等への悪影響、さらには当社の経営戦略に密接に関わるあるべき後継者像として一定の内容を開示することによる当社の経営上の不利益を顧みないものです。加えて、このような期限を限定した内容を定款に定めることは、会社の根本規範である定款のあり方からしておよそ一般的な条文の内容とは言い難く、適切ではないと考えます。

以上の理由により、当社取締役会は本議案に反対いたします。

以上

【別紙】株主提案書

※提案株主から提出された本株主提案の該当記載を原文のまま掲載しております（但し、書面に記載されていた写真については省略しております）。

第1 株主総会の目的とする事項

- (1) 定款一部変更の件（指名・報酬諮問委員会の設置）
- (2) 定款一部変更の件（指名・報酬諮問委員会の構成）
- (3) 定款一部変更の件（指名・報酬諮問委員会への従業員報酬に関する諮問）
- (4) 定款一部変更の件（指名・報酬諮問委員会への後継者計画に関する諮問）

第2 議案の要領及び提案の理由等

(1) 定款一部変更の件（指名・報酬諮問委員会の設置）

ア 議案の要領

現行定款第25条の次に以下の条項を追加し、以降の条文番号を1条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（指名・報酬諮問委員会の設置）

第26条 当会社は、取締役会の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を置く。

2. 指名・報酬諮問委員会は、取締役候補者及び取締役の報酬等に関して取締役会の諮問する事項並びに本定款の定める事項について審議し、その結果を取締役に報告する。取締役会は、指名・報酬諮問委員会の報告を尊重しなければならない。
3. 指名・報酬諮問委員会に関する事項は、本定款のほか、指名・報酬諮問委員会において定める指名・報酬諮問委員会規程による。

イ 提案の理由

当社が2022年10月に設立した指名・報酬諮問委員会は、社外取締役が取締役会の過半数に達していない当社において、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するために重要な役割を期待されています。しかるに、現状では、指名・報酬諮問委員会は取締役会が任意に設置した諮問機関に過ぎず、取締役会の一存によって改廃されうる存在に

過ぎません。

当社は、創業家出身の福田会長の影響力が強いため、取締役会の独立性を確保するために指名・報酬諮問委員会の役割が特に重要であると考えられます。したがって、当社においては、指名・報酬諮問委員会を定款に基づく正式な機関として位置付け、その改廃を株主の意思にかからしめることが適当です。

(2) 定款一部変更の件（指名・報酬諮問委員会の構成）

ア 議案の要領

議案「(1) 定款一部変更の件（指名・報酬諮問委員会の設置）」の承認可決を条件として、同議案により追加される定款第 26 条の次に以下の条項を追加し、以降の条文番号を 1 条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（指名・報酬諮問委員会の組織）

第 27 条 指名・報酬諮問委員会の委員は、社外取締役三名以上五名以内とし、社外取締役の互選によって定める。

2. 指名・報酬諮問委員会に委員長を置く。委員長は、指名・報酬諮問委員会の委員の互選によって定める。委員長は、指名・報酬諮問委員会の会務を総理する。
3. 指名・報酬諮問委員会に事務局を置く。事務局は、委員長の指示により、指名・報酬諮問委員会の招集の手続き、事務処理及び議事録の作成を行う。
4. 指名・報酬諮問委員会は、その職務の執行に必要と認めるときは、当会社の費用において、弁護士、ヘッドハンター、コンサルタントその他の外部専門家を起用し、その助言又は援助を受けることができる。

イ 提案の理由

上記のとおり、当社の指名・報酬諮問委員会は当社の取締役会の機能を強化するために重要な役割を期待されるものですが、請求者が当社から開示を受けた取締役会議事録によれば、同委員会は年間で 3 回しか開催されず、そのうち 1 回は議長の代行順位を決めるだけでした。このような開催形態に照らして、当社の指名・報酬諮問委員会が取締役選任や報酬決定のプロセスに実効的な関与をしているとは考えられません。

このように、指名・報酬諮問委員会が名ばかりの存在にとどまっていることの主要な原因は、白井社長が委員に入っているため執行側からの独立性が確保されていないことにあ

と考えられます。指名・報酬諮問委員会の構成を社外取締役のみとすることは、執行側の影響を排除して委員会の独立性を担保するために最も効果の高い方法とされています（青木こず枝・志村保「任意の指名委員会・報酬委員会の実効性向上に向けた検討課題」旬刊商事法務 2380 号 4 頁）。

したがって、当社の指名・報酬諮問委員会も、その独立性を担保して実効性を高めるために、委員を社外取締役のみとすべきです。併せて、社外取締役のみでも十分な審議ができるよう、独自の事務局を設置し、外部専門家の選任権限も与えるべきです。

(3) 定款一部変更の件（指名・報酬諮問委員会への従業員報酬に関する諮問）

ア 議案の要領

議案「(1) 定款一部変更の件（指名・報酬諮問委員会の設置）」の承認可決を条件として、同議案により追加される定款第 26 条の次に以下の条項を追加し、以降の条文番号を 1 条ずつ繰り下げる。

（指名・報酬諮問委員会への従業員報酬に関する諮問）

第 27 条 指名・報酬諮問委員会は、当社及び当社連結子会社の従業員の給与について、これまでの当社の業績の向上に鑑みた適切な引き上げ幅を審議し、2025 年 9 月末日まで（指名・報酬諮問委員会がやむを得ない事情があると認めるときは、指名・報酬諮問委員会が適当と認める日まで）に取締役会に対して報告を行う。

2. 当会社は、前項に基づく指名・報酬諮問委員会の報告内容を、報告後速やかに対外的に公表する。

併せて、定款の附則として、以下の条項を追加する。

附 則

第 1 条 定款第 27 条は、同条に定める指名・報酬諮問委員会の報告の内容が公表された時点で削除する。

なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

イ 提案の理由

2014年3月期から2024年3月期にかけて、当社の営業利益は2倍以上に増加し、当社の業績は大きく向上しました。この間、福田会長の報酬は増益・減益にかかわらず増加を続け、総額は3.2倍、賞与に至っては約10倍に増加しています。しかし、当社単体での従業員平均給与をみると、2014年3月期から2021年3月期にかけては、会社の業績向上や取締役報酬の増加にもかかわらずほぼ横ばいであり、物価高に伴う大幅な賃上げが幅広く行われた2022年3月期以降にようやく、年間4%から5%程度の賃上げが行われた程度です。

実額(百万円)	14.3期	15.3期	16.3期	17.3期	18.3期	19.3期	20.3期	21.3期	22.3期	23.3期	24.4期
連結営業利益	11,783	10,303	10,649	12,062	12,334	12,645	13,283	19,811	22,708	24,093	26,506
従業員給与	7.6	7.8	7.4	7.5	7.8	7.8	7.8	7.7	8.2	8.4	8.8
福田会長報酬	136	136	141	154	190	232	278	349	452	434	440
基本報酬	116	116	120	122	132	146	157	165	199	228	235
賞与	20	20	21	31	57	75	110	170	240	195	195
その他	-	-	-	1	1	11	11	14	13	10	10

このとおり、当社においては業績向上の成果が従業員に対して適切に分配されているとはいいがたい状況にあります。当社の業績の向上は、当社従業員の日々の努力があってこそ成し遂げられたものです。会社として好業績を上げたのであれば、それに貢献した従業員は報われるべきです。

従業員の待遇は人材確保の要点です。当社の中長期的な企業価値の向上のためには、従業員に対しても成果が適切に配分され、有能な人材に働き続けてもらうことが不可欠です。会社の業績が向上しても給与はわずかしかならず、福田会長の報酬額ばかりが膨れ上がっていく状況で、従業員のモチベーションが維持できるはずはありません。

現に、インターネット上の当社（元）従業員のクチコミ情報でも、「福田一族が牛耳っている。人を軽視」、「医療機器メーカーなのに給料が安すぎる。モチベーションは上がらない」、「ライバル会社に比べれば給与が低いので転職している人が多い印象」といったコメントが散見されます。

したがって、当社の業績向上の成果が従業員に対して適切に分配されるべく、執行側から独立した指名・報酬諮問委員会でこの点を審議することが適当です。

提案者は、昨年当社に提出した株主提案において本議案と同様の内容を法的拘束力のない勧告的決議として提案をしておりましたが、当社取締役会は同議案が不適法な議案であるとして株主総会で取り上げませんでした。しかし、当社取締役会は、提案者が一昨年提出した別の勧告的決議の議案については、議案の適法性を問うことなく株主総会で取り上げており、その対応には一貫性がありません。このような対応からは、従業員の待遇に関する問題提起に正面から取り組むことを回避しようとする意図がうかがわれます。

提案者は、福田会長の報酬額ばかり膨れ上がる一方で従業員の待遇改善が十分にされない不公正な状況に対して、株主（特に従業員株主）が声を上げる機会が与えられることには重要な意義があると考えます。提案者が今回定款変更の形で本議案を提案している背景には、このような事情があることをご理解いただきたく存じます。

なお、本件のような定款変更の株主提案に対しては、経営の柔軟性を損なうという理由での反対がされることがありますが、本議案は時限的な規定なので、経営の柔軟性への影響は限定的です。提案者は、このような時限的な規定に基づき、9 月末日までと早期に従業員の待遇を見直すことを要請しています。

(4) 定款一部変更の件（指名・報酬諮問委員会への後継者計画の諮問）

ア 議案の要領

議案「(1) 定款一部変更の件（指名・報酬諮問委員会の設置）」の承認可決を条件として、同議案により追加される定款第 26 条の次に以下の条項を追加し、以降の条文番号を 1 条ずつ繰り下げる。

（指名・報酬諮問委員会への後継者計画に関する諮問）

第 27 条 指名・報酬諮問委員会は、2026 年 5 月末日まで（指名・報酬諮問委員会がやむを得ない事情があると認めるときは、指名・報酬諮問委員会が適当と認める日まで）に当会社の会長及び社長の後継者計画を策定し、これを取締役会に報告する。

2. 当会社は、指名・報酬諮問委員会の策定した後継者計画を、策定後速やかに対外的に公表する。

併せて、定款の附則として、以下の条項を追加する。

附 則

第 1 条 定款第 27 条は、指名・報酬諮問委員会の策定した後継者計画が公表された時点で削除する。

なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

イ 提案の理由

今年、当社の福田会長は 80 歳、白井社長は 73 歳を迎え、いずれも一般的に引退を検討すべき年齢を超えています。特に、福田会長については、2024 年 2 月に自社株買いに応じた相当数の当社株式を手放した上で、同年 4 月には自身の財団である福田孝太郎スポーツ振興財団で公益認定を取得しており（公益法人には相続税の優遇制度があります。）、既に引退に向けた準備を進めているように見受けられます。

当社においてはこれまで、2020 年に福田会長が関与するレーシングプロジェクト「ARTA」のスポンサーに就任したり、本社ロビーにクラシックカーを展示するなど、福田会長の個人的な嗜好に基づくものと疑われる活動が複数見受けられました。

直近では福田会長は、自らの資産管理会社と見られる東京エンタープライズやセンチュリー産業を通じて富士山麓にクラシックカーの整備工場兼展示施設を設立し、栃木県那須町に合計で約 17,000 m²もの広大な土地を取得するなど、当社以外での活動にも注力しています（不動産登記情報等により確認）。

福田会長が既に当社の経営に対する関心を相当程度失っているのであれば、福田会長を当社の会長の地位にとどまらせる合理的な理由はありません。請求者は、昨年行った株主提案においても福田会長と白井社長の後継者計画の重要性を指摘しましたが、当社は未だに後継者計画に関する開示を何らしていません。福田会長や白井会長のような高齢の経営者が後継者計画を示さないことによって、若い役職員は当社における昇進の可能性や将来性に不安を感じ、人材流出に繋がっている可能性が懸念されます。当社における後継者計画の策定は喫緊の課題であり、当社は期限を定めてこれに取り組むべきです。

また、昨年の定時株主総会において白井社長は、自身の社長就任が福田会長からの指名によるものであった旨を発言しており、これが事実であれば、経営陣の選定プロセスにおいて客観性や透明性が欠如している面は否定できません。

こうした事実を踏まえれば、後継者計画を執行から独立した客観的な立場で定める必要性が高く、指名・報酬諮問委員会に策定をさせることが適当です。

なお、本提案は、定款変更の形式ではない勧告的決議として提案することも考えられるところですが、前述のように当社取締役会が勧告的決議議案を取り上げない可能性があるため、議案「(3) 定款一部変更の件（指名・報酬諮問委員会への従業員報酬に関する諮問）」と同様に時限的な定款変更議案といたしました。

以 上